

立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則
について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

東京都のガイドライン（特別支援教室）に準じた審査会の運営にあたり、審査委員の変更を行う。また、書式の整理等を行うため。

立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則

立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則（平成26年立川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（設置） 第1条 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校の難聴・言語障害通級指導学級（以下「通級指導学級」という。）<u>への入級</u>（以下「入級」という。）に関し、教育委員会が必要な事項について<u>審議</u>をするため、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 （所掌事項） 第2条 審査会は、教育委員会の<u>求めに応じ</u>、次の各号に掲げる事項を処理し、必要と認める事項を報告する。 (1) <u>難聴・言語障害通級指導学級の入級に係る審議に関すること。</u> (2) <u>難聴・言語障害通級指導学級の退級に係る報告に関すること。</u> (3) ……略…… （審査会の委員） 第6条 委員は、次の各号に掲げる者とする。 (1) <u>教育学の専門家</u> (2) <u>心理学又は言語聴覚学の専門家</u> ―― ―― <u>（関係者の出席等）</u>	（設置） 第1条 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校の難聴・言語障害通級指導学級（以下「通級指導学級」という。）<u>への入退級</u>（以下「入退級」という。）に関し、教育委員会が必要な事項について<u>調査及び審議</u>（以下「調査審議」という。）<u>するため</u>、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 （所掌事項） 第2条 審査会は、教育委員会<u>教育長の指示に基づき</u>、次の各号に掲げる事項を処理する。 (1) <u>入退級</u>に係る<u>調査審議</u>に関すること。 ―― (2) ……略…… （審査会の委員） 第6条 委員は、次の各号に掲げる者とする。 (1) <u>通級指導学級教員のうちから通級指導学級設置校長が指名する者</u> <u>通級指導学級設置校各1人</u> (2) <u>教育委員会事務局統括指導主事</u> (3) <u>教育相談員又は就学相談員</u> (4) <u>心理学又は教育学等の専門家</u> ――

第6条の2 審査会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(入級の決定)

第7条 在籍校の校長は、児童及び保護者（以下「保護者等」という。）との面談、行動観察、通級指導学級での所見の確認等を行い、校内委員会において当該児童が入級の必要があると認めたときは、保護者等と合意形成のうえ、難聴・言語障害通級指導学級入級申請書（第1号様式）を教育委員会へ提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、審査会の意見を聴き、入級の可否を決定し、在籍校の校長及び児童が入級する通級指導学級設置校の校長にそれぞれ通知するものとする。

(退級の報告)

第8条 在籍校の校長は、校内委員会において通級指導学級での指導の成果により、指導を終了することが望ましいと判断したときは、保護者等と合意形成のうえ、難聴・言語障害通級指導学級退級届（第2号様式）を教育委員会へ届け出るものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、審査会に報告するものとする。

(入退級の申込み)

第7条 入退級を希望する児童（以下「児童」という。）の保護者（以下「保護者」という。）は、ことばの教室・きこえとことばの教室通級申込書（第1号様式）又はことばの教室・きこえとことばの教室退級届（第2号様式）（以下これらを「通級申込書等」という。）を在籍校の校長及び通級指導学級設置校の校長を通じて教育委員会に提出するものとする。

2 在籍校の校長は、保護者から通級申込書等の提出があったときは、通級指導学級設置校の校長に提出するものとする。

3 通級指導学級設置校の校長は、前項の規定により提出のあった通級申込書等に基づき、通級指導学級において当該児童及び保護者との面談、当該児童の行動観察等を行い、入級所見又は退級所見を作成するものとする。

4 通級指導学級設置校の校長は、第2項の規定により提出のあった通級申込書等に入級所見又は退級所見を添えて教育委員会に提出するものとする。

(守秘義務) <u>第9条</u> 審査会の会長、副会長及び委員並びに第6条の2の規定により審査会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。 (会議の非公開) <u>第10条</u> ……略…… (庶務) <u>第11条</u> 審査会の庶務は、教育委員会事務局教育支援課において処理する。 (委任) <u>第12条</u> ……略……	(守秘義務) <u>第8条</u> 審査会の会長、副会長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。 (会議の非公開) <u>第9条</u> ……略…… _____ _____ _____ (委任) <u>第10条</u> ……略……
---	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

立川市教育委員会 殿

立川市立

学校

学校長

(公印不要)

難聴・言語障害通級指導学級入級申請書

下記のとおり、難聴・言語障害通級指導学級への入級を申請します。

保護者記載欄	ふりがな			生年月日		
	児童氏名			年 月 日		
	住 所			電話番号(自宅・ の携帯) 緊急時連絡先(同上・ の携帯)		
	在籍校	立川市立	小学校	年	組	
	担任名					
	学校生活における きこえやことば等で 気になること					
	医療や相談機関等の 利用状況					
在籍学校長 あて 1 学校からの説明を受けて、通級による指導の開始を希望します。 2 お子さんの指導に活かすため、指導に関係する学校(在籍校、設置校)と関係書類(申請書、保護者から提出のあった資料等)を教員間で共有することに同意します。 3 指導の開始及び教員配置に必要な児童数の報告のため、指導に係る情報を東京都教育委員会に報告することについて同意します。 上記1～3について、確認し、難聴・言語障害通級指導学級への入級を希望します。(児童との関係) 年 月 日 保護者氏名 (自著)						

在籍校記載欄	在籍学級担任所見	これまでの支援の状況				
		これまでの作成の有無	個別的教育支援計画 (学校生活支援シート)	有 ・ 無	個別指導計画	有 ・ 無
		通級指導開始後の支援策				
	指導担当者所見	初回相談	月	日	指導担当教員名	
		(別紙)入級所見のとおり				
校長所見						

年 月 日

立川市教育委員会 殿

立川市立

学校

学校長

(公印不要)

難聴・言語障害通級指導学級退級届

下記のとおり、難聴・言語障害通級指導学級の退級を届け出ます。

保護者記載欄	ふりがな		生年月日
	児童氏名		年 月 日
	在籍校	立川市立 小学校	年 組
	退級後の配慮 への希望等		
	在籍学校長 あて 難聴・言語障害通級指導学級の退級について確認しました。(児童との関係) 年 月 日 保護者氏名 (自著)		

在籍校記載欄	校内委員会での 検討内容	退級に向けた 校内委員会の 実施状況	実施日 年 月 日	出席者		
		児童の 課題等 の変化				
		指導担当 所見	退級に関する面談 月 日 (別紙)退級所見のとおり	指導担当教員名		
		今後への 配慮				
		今後の 支援体制				
	退級日 (予定日)	年 月 日				
	保護者説明	難聴・言語障害通級指導学級の退級について説明し、了解を得ました。 説明日 年 月 日 説明教員名				
	校長所見					